

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目次〕	〔目次〕
(廃止)	<u>第 41 条の 6 《給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例》関係</u>
第 3 条の 3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))関係	第 3 条の 3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))関係
<u>3 の 3—13 削除</u>	<u>3 の 3—13 措置法第 3 条の 3 第 6 項に規定する金融機関又は金融商品取引業者等(以下 3 の 3—15 において「指定金融機関等」という。)</u> から提出された同項に規定する申告書は、 <u>同項に規定する支払の取扱者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。</u>
(保管の委託をしている期間の通算)	(保管の委託をしている期間の通算)
3 の 3—15 措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第 1 に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）、 <u>措置法第 3 条の 3 第 6 項に規定する金融機関又は金融商品取引業者等(以下この項において「指定金融機関等」という。)</u> 又は公益信託若しくは加入者保護信託（以下「公益信託等」という。）の受託者（これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「期間通算対象者」という。）が所有する又は当該公益信託等の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国	3 の 3—15 措置法令第 2 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第 1 に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）、指定金融機関等又は公益信託若しくは加入者保護信託（以下「公益信託等」という。）の受託者（これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「期間通算対象者」という。）が所有する又は当該公益信託等の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は公益信託等の受託者が自ら所有する

外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は公益信託等の受託者が自ら所有する又は当該公益信託等の信託財産に属する国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第2条の2第7項第2号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。

(注) 期間通算対象者(国を除く。)が所有していた国外発行公社債等については、措置法第3条の3第6項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第2条の2第8項若しくは第9項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。

第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係

4の2—32 削除

4の2—33 削除

又は当該公益信託等の信託財産に属する国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第2条の2第7項第2号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。

(注) 期間通算対象者(国を除く。)が所有していた国外発行公社債等については、措置法第3条の3第6項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第2条の2第8項若しくは第9項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。

第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(財形住宅貯蓄申告書等の保管)

4の2—32 金融機関の営業所等の長は、財形住宅貯蓄申告書、財形住宅貯蓄限度額変更申告書、財形住宅貯蓄異動申告書、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書、転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書又は財形住宅貯蓄廃止申告書を受理した場合には、これらの申告書を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、措置法令第2条の25第4項((金融機関の営業所等における財産形成住宅貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等))の規定によるその写しの作成及び保存は要しないものとする。

(事業譲渡等の書類の保管)

4の2—33 措置法令第2条の22第1項((金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告))に規定する勤務先(当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定貸金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先)の長は、同項に規定する「移管先の営業所等」の長が作成した書類を受理した場合には、そ

(転任があつた場合の書類の送付)

4の2—34 措置法令第2条の19第1号に規定する「財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の勤務先に移管されたとき」における同号に規定する前の勤務先(海外転勤者の国内勤務申告書を提出する場合における出国時勤務先を含む。以下この項において同じ。)から当該他の勤務先に送付する書類には、当該前の勤務先(当該前の勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先を含む。以下この項において同じ。)の長が、同令第2条の25第6項の規定により保存している書類の写し(同項第2号に掲げる書類を含み、同項第3号に掲げる書面の写しを除く。)が含まれることに留意する。この場合において、措置法規則第3条の6第7項((金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等))の規定により、当該前の勤務先の長が、その書類の写しの作成に代え帳簿を備えているときは、当該帳簿の写しを送付することとして差し支えない。

第4条の3((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税))関係

4の3—10 削除

の書類を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、同令第2条の25第6項の規定によるその写しの作成及び保存は要しないものとする。

(転任があつた場合の書類の送付)

4の2—34 措置法令第2条の19第1号に規定する「財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の勤務先に移管されたとき」における同号に規定する前の勤務先(海外転勤者の国内勤務申告書を提出する場合における出国時勤務先を含む。以下この項において同じ。)から当該他の勤務先に送付する書類には、当該前の勤務先(当該前の勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先を含む。以下この項において同じ。)の長が、同令第2条の25第6項の規定により保存している書類の写し(4の2—33により保管する同項第2号に掲げる書類を含み、同項第3号に掲げる書面の写しを除く。)が含まれることに留意する。この場合において、措置法規則第3条の6第7項((金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等))の規定により、当該前の勤務先の長が、その書類の写しの作成に代え帳簿を備えているときは、当該帳簿の写しを送付することとして差し支えない。

第4条の3((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(財形年金貯蓄申告書等の保管)

4の3—10 金融機関の営業所等の長は、次に掲げる申告書を受理した場合には、これらの申告書を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、措置法令第2条の31において準用する同令第2条の25第4項((金融機関の営業所等における財産形成年金貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等))に規定するその写しの作成及び保存は要しないものとする。

- (1) 財形年金貯蓄申告書
- (2) 財形年金貯蓄限度額変更申告書
- (3) 財形年金貯蓄異動申告書
- (4) 財形年金貯蓄勤務先異動申告書
- (5) 転職者等の財形年金貯蓄継続適用申告書
- (6) 海外転勤者の財形年金貯蓄継続適用申告書
- (7) 海外転勤者の特別国内勤務申告書
- (8) 財形年金貯蓄廃止申告書
- (9) 財形年金貯蓄の確認申告書（措置法規則第3条の13第3項（（財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書、退職等申告書の提出等））に規定する書面を含む。）
- (10) 財形年金貯蓄者の退職等申告書

（事業譲渡等の書類の保管）

4の3—11 措置法令第2条の31において準用する同令第2条の22第1項（（金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告））に規定する勤務先（当該勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先）の長は、同項に規定する「移管先の営業所等」の長が作成した書類を受理した場合には、その書類を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、措置法令第2条の31において準用する同令第2条の25第6項に規定するその写しの作成及び保存は要しないものとする。この場合において、財形年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者に係る書類については、当該移管先の営業所等の長において保存するものとする。

（財形年金貯蓄申告書等の写しの保存）

4の3—13 勤務先（当該勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行

4の3—11 削除

4の3—13 削除

第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係

(銀行の範囲)

8—2 措置法第8条第1項に規定する金融機関には、国内において銀行業務を営む外国銀行（国外の営業所等（以下この項において「外国銀行の国外営業所等」という。）を含む。）も含まれるのであるが、当該外国銀行の国外営業所等が支払を受ける同項第1号から第4号までに規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当については、措置法令第3条の3第1項ただし書及び第2項（（その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等））の規定に該当する場合に限り、措置法第8条第1項の規定が適用されることに留意する。

(振替記載等の期間の通算)

8—4 措置法第8条第1項に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人（以下この項において「指定金融機関等」という。）が自ら所有する公社債の利子、合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配又は社債的受益権（同条第1項に規定する社債的受益権をいう。）の剰余金の配当（以下8—5までにおいて「利子等」という。）で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の振替記載等がされていた期間（振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第3項

先）の長又は出国時勤務先等の長は、財形年金貯蓄の積立期間の末日以後に不適格事由の生じた者に係る措置法規則第3条の16第4項において準用する同規則第3条の6第8項第1号（（金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等））に掲げる書類については、当該不適格事由の生じた日の属する年の翌年から5年を経過する日後においては、その保存を要しないものとする。

第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係

(銀行の範囲)

8—2 措置法第8条第1項に規定する金融機関には、国内において銀行業務を営む外国銀行（国外の営業所等（以下この項において「外国銀行の国外営業所等」という。）を含む。）も含まれるのであるが、当該外国銀行の国外営業所等が支払を受ける同項第1号から第3号までに規定する利子又は収益の分配については、措置法令第3条の3第1項ただし書及び第2項（（その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等））の規定に該当する場合に限り、措置法第8条第1項の規定が適用されることに留意する。

(振替記載等の期間の通算)

8—4 措置法第8条第1項に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人（以下この項において「指定金融機関等」という。）が自ら所有する公社債又は合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき支払を受ける利子又は収益の分配（以下8—5までにおいて「利子等」という。）で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の振替記載等がされていた期間（振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第3項に規定する内国法人に係る期間にあっては、措置法令第3条の

に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第3条の3第9項に規定する公社債の利子等の計算期間内の期間に限る。以下8―5までにおいて同じ。）がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第4条第5項（（金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等））に規定する「記載若しくは記録がされていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間」に含まれるものとする。

(1) 指定金融機関等

(2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は公益信託等の受託者

(3) 国

(4) 措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定により、振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の利子等に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の適用を受ける振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。）

(5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの（外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。）

(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

(廃止)

(廃止)

3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。以下8―5までにおいて同じ。）がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第4条第5項（（金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等））に規定する「記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間」に含まれるものとする。

(1) 指定金融機関等

(2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は公益信託等の受託者

(3) 国

(4) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債又は振替地方債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債又は地方債の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。）

(5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの（外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。）

(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

第41条の6（（給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例））関係

（滞納の意義）

(廃止)

(懸賞金等に対する税額を支払等をする者が負担する場合の税額の計算)

41の9—3 懸賞金等に対する源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税の額並びに道府県民税利子割の額をいう。以下この項において同じ。）をその懸賞金等の支払等をする者が負担する場合には、所得税及び復興特別所得税の額は次の算式により計算することに留意する。

（実際に支払う金銭の額又は懸賞金等の評価額）÷0.79685×15.315%

（注） 上記の場合には、支払調書に記載する支払金額は、実際に支払った金銭の額又は懸賞金等の評価額と源泉徴収税額との合計額となることに留意する。

附 則

（経過的取扱い(1)）

41の6—1 措置法第41条の6第2項第1号に規定する「滞納があること」には、次に掲げるような事実は含まれないことに留意する。

- (1) 源泉徴収をした又は源泉徴収をすべき所得税につき、その年12月31日現在において国税通則法第36条第1項((納税の告知))に規定する納税の告知がされていないこと又は同日現在において当該所得税に係る納税の告知がされている場合に当該納税の告知に係る同条第2項に規定する納期限が到来していないこと。
- (2) 国税通則法第60条((延滞税))に規定する延滞税の滞納があること。
- (3) 源泉徴収による所得税以外の国税の滞納があること。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税の滞納があること。

（滞納の有無の判定）

41の6—2 措置法第41条の6第2項第1号に規定する「滞納があること」に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する届出書を提出した事務所等ごとに行うものとする。

(懸賞金等に対する税額を支払等をする者が負担する場合の税額の計算)

41の9—3 懸賞金等に対する源泉徴収税額（道府県民税利子割を含む。）をその懸賞金等の支払等をする者が負担する場合には、源泉所得税額は次の算式により計算することに留意する。

（実際に支払う金銭の額又は懸賞金等の評価額）÷0.8×15%

（注） 上記の場合には、支払調書に記載する支払金額は、実際に支払った金銭の額又は懸賞金等の評価額と源泉徴収税額との合計額となることに留意する。

(新設)

<u>平成25年1月1日前にこの法令解釈通達による改正前の3の3-13、4の2-32、4の2-33、4の3-10、4の3-11及び4の3-13に定める支払の取扱者、金融機関の営業所等の長、勤務先の長又は出国時勤務先等の長が受理した申告書等については、なお従前の例による。</u>	
<u>(経過的处理(2))</u> <u>平成24年7月1日前に支払うべき租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の6第1項に規定する給与等及び退職手当等に係るこの法令解釈通達による改正前の41の6-1及び41の6-2の取扱いについては、なお従前の例による。</u>	(新設)
<u>(経過的处理(3))</u> <u>平成25年1月1日前に支払うべき懸賞金等に係るこの法令解釈通達による改正前の41の9-3の取扱いについては、なお従前の例による。</u>	(新設)